

## 会社法が定める「株式会社が株主との合意により自己株式を取得する方法」とは

### 1. 全株主を対象に取得する方法

この方法は、事前に株式会社が株式買取りの条件を株主全員に通知し、株式譲渡人の募集をすることにより、株式譲渡の機会を株主に平等に与えようとするものです。この手続の流れは次の通りです。

#### (1)株主総会の決議

株式会社がこの方法により自己株式を買い取る場合、株主総会の普通決議により、予め次の事項を定めることとなります。(会社法 156 条第 1 項)

- ①取得する株式の数(種類株式を発行する会社の場合は、株式の種類及び種類ごとの数)
- ②株式を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及び総額
- ③株式を取得することができる期間(1年を限度)

#### (2)取得条件の決定

(1)の決定に従い、株式会社が自己株式を取得する場合には、その都度、取締役(取締役会を設置する株式会社の場合は取締役会)が、次の事項を定める必要があります(同 157 条)。

- ①取得する株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数)
- ②株式 1 株を取得すると引換えに交付する金銭等の内容及び数もしくは額又はこれらの計算方法
- ③株式取得と引換えに交付する金銭等の総額
- ④株式譲渡の申込期日

#### (3)株主に対する通知

株式会社は、全株主(種類株式を発行する会社の場合、取得する株式の種類の種類株主)に対し、(2)の内容を通知しなければなりません(同 158 条)。

#### (4)株主からの譲渡の申込み

株主は、(3)の通知を受けて、株式会社に対して株式譲渡の申込みができます。この場合、株主は譲渡を申し込む株数と、種類株式の場合はその種類もあわせて明示する必要があります(同 159 条第 1 項)。当該申込みがあったときは、(2)④の株式譲渡の申込期日において、株式会社が株式の買取りを承諾したものとみなされます(同 159 条第 2 項)。

なお、株主からの譲渡申込株式の総数が、株式会社の取得する株式の総数を超えるときは、株式会社は、[その株主の譲渡申込株式数×株式会社の取得する株式の総数÷株主が譲渡申込した株式の総数]の算式で計算した株式の譲渡を承諾したものとみなされます(同 159 条第 2 項)。

### 2. 特定の株主を対象に取得する方法

#### (1)取得手続の原則

この方法は、特定の株主のみから自己株式を買取るもので、株主平等の原則に反することから、手続上は前述 1 を基本としながら、次の点で大きく異なる取扱いをします。

まず、他の株主にも株式譲渡の機会を与えるため、原則、株主総会の日の 2 週間前までに、株式会社が特定の株主以外の株主に対し、「『自己を(売主である)特定の株主に加えたものを株主総会の議案とすること』を請求できる。」旨を通知しなければなりません(同 160 条 2 項、3 項)。

さらに、特定の株主のみから自己株式を取得することにつき、株主総会の特別決議が必要となります(同 309 条第 2 項第 2 号)。この場合、原則として譲渡人とされた特定の株主は、その株主総会で議決権を行使することができません(同 160 条第 4 項)。

#### (2)相続人等から取得する場合の特例

相続、合併等により株式を取得した者から、その承継した株式を発行会社である譲渡制限会社(会社法 2 条 5 号に規定する公開会社でない会社)が買取る場合は、(1)の特例として、他の株主が自分を譲渡人に追加する旨の請求ができません。

ただし、相続等により株式を取得した者が、発行会社である譲渡制限会社の株主総会又は種類株主総会で、その株式につき議決権を行使している場合、この特例の適用はありません(同 162 条)。

#### (3)定款の規定による(1)の特例

株式会社は、(1)の特例として、定款の規定により、自己株式の買取りの際に、その株式の譲渡人以外の株主を譲渡人に追加する旨の請求ができないように定めることができます(同 164 条 1 項)。

なお、株式の発行後に定款を変更してこの規定を設けようとするために、その株式を有する株主全員の同意が必要です(同 164 条第 2 項)。

### 3. 財源規制

株式会社が自己株式を取得する場合、その取得の対価の総額が分配可能額を超えることができないという「財源規制」がある(同 461 条・本誌No.233 参照)ので、注意を要します。